

歴史的建造物等保存対象リスト（邑久光明園）

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
1	a, d	a	c	恩賜会館 【用途】講堂 【建設年】昭和16年11月 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】延べ面積：181㎡ 【履歴】 昭和15年貞明皇太后の施設改善拡充のための御下賜金を基として、大阪府を初め2府10県の連合府県より資金を集めて建てられた。	自治体職員と入所者との懇談会場及び入所者間のレクリエーション施設として使用している。 史跡として見学者に開放している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。 また、講堂及び懇親の場として使用していきたい。	邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画で「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び本市総合計画の基本計画で「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考える。	2,970千円	現在補修の必要な箇所はないが、10年から15年後屋根及び外壁の補修が必要となると思われる。	平成31年3月有形文化財登録
2	a, d	a	c	奉安殿 【用途】社殿 【建設年】昭和18年3月 【構造】鉄筋コンクリート造 【規模】地上1階 【面積】延べ面積：3.6㎡ 【履歴】 昭和16年7月貞明皇太后より写真及び苗木が下賜され、昭和18年3月奉安殿が竣工し、同年6月の貞明皇太后の誕生日である25日に「皇太后陛下御写真奉安式」が挙行された。	社殿として使用している。 史跡として見学者に開放している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	同上	—	同上	平成31年3月有形文化財登録

歴史的建造物等保存対象リスト（邑久光明園）

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
3	a,b	a	c	物資搬入斜路 【用途】線路 【建設年】昭和13年 【構造】コンクリート造 【履歴】 昭和13年開園当時から昭和48年まで海路で藪池栈橋に搬入された物資を運び上げるために使用していた。	史跡として見学者に開放している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画で「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び本市総合計画の基本計画で「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考える。	－	トラック用のレール保護措置が必要	平成31年3月有形文化財登録
4	a	a	c	瀬溝の栈橋 【用途】栈橋 【建設年】昭和13年 【構造】石造 【履歴】 対岸の虫明瀬溝地区と長島の邑久光明園の渡し場として利用された。	史跡として見学者に開放している。	国	同上	同上	39,600千円	路面端部の補修が必要	平成31年3月有形文化財登録
5	a,d,e	a	c	裳掛小・中学校第三分校 【用途】学校 【建設年】昭和14年4月 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】延べ面積：238㎡ 【履歴】 裳掛小・中学校第三分校は光明学園として子供の入所者の勉学のため昭和14年4月双葉寮のすぐ近く庭を隔てたところに開校された。	資料館として使用している。 史跡として見学者に開放している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。 また、資料館として充実していくようにしたい。	同上	－	現在補修の必要な箇所はないが、10年から15年後屋根及び外壁の補修が必要となると思われる。	平成31年3月有形文化財登録

歴史的建造物等保存対象リスト（邑久光明園）

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
6-1	a,c,e	a	少年・少女舎	<p>【用途】住居</p> <p>【建設年】昭和14年3月</p> <p>【構造】木造</p> <p>【規模】地上1階</p> <p>【面積】延べ面積：471㎡</p> <p>【履歴】</p> <p>昭和14年3月竣工し、同年6月双葉寮として運用を開始した。</p> <p>入室している児童は、満16歳になると双葉寮から一般寮に移っていった。</p> <p>昭和27年児童の増加に対応するため、増築され現在のコの字型になった。</p> <p>最も多いときには、71名が暮らしていたが、次第に減少し、昭和37年中学校の閉校後は、昭和39年より昭和50年頃まで女子寮として使用された。</p>	劣化が激しく現在は使用していない。 史跡として見学者に開放している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画で「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び本市総合計画の基本計画で「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考える。	226,670千円	生活の実態を伝える施設として残すためには一度解体し、既存の材料を可能な限り使用して復元する必要がある。	
6-2	a,c,e	a	面会所	<p>【用途】面会所</p> <p>【建設年】昭和13年</p> <p>【構造】木造</p> <p>【規模】地上1階</p> <p>【面積】延べ面積：112.6㎡</p> <p>【履歴】</p> <p>開園時にすべての入所者への面会所として建築された。</p>	劣化が激しく現在は使用していない。 史跡として見学者に開放している。	国	同上	同上	120,827千円	同上	

歴史的建造物等保存対象リスト（邑久光明園）

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
7	a	a	a	<p>監禁室及び監視室</p> <p>【用途】監禁所 【建設年】昭和14年 【構造】コンクリートブロック造 【規模】地上1階 【面積】延べ面積：62.3㎡ 【履歴】 大正5年療養所長に「懲戒検束権」が附与され、昭和6年には「国立癲癪養所患者懲戒検束規定」が制定された。これらにより、園長の権限で監禁室の使用が認められ、監禁室が、木尾湾の入り口近くの湾の西側の丘の上に、府県連立光明園として昭和14年新設され、昭和26年まで使用された。現在、監禁室は使用当時の状態を保持しているが、監視室は基礎のみとなっている。</p>	史跡として見学者に開放している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画で「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び本市総合計画の基本計画で「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考える。	—	現在補修の必要な箇所はないが、10年から15年後屋根及び外壁の補修が必要となると思われる。	
8	a	a	a	<p>2つの栈橋</p> <p>【用途】栈橋 【建設年】昭和13年 【構造】石造 【履歴】 木尾湾に向かい右側の栈橋は「患者栈橋」と呼ばれ、入所者専用として使用された。一方、左側は、「職員栈橋」と呼ばれ、園の入り口として職員の通勤や来客等の船による玄関として使用された。</p>	史跡として見学者に開放している。	国	同上	同上	<p>患者栈橋 21,405千円 職員栈橋 286,000千円</p>	<p>患者栈橋は石積みが一 部破損しており、補修 が必要。 職員栈橋は、表面に割 れがあり、補修が必 要。</p>	

歴史的建造物等保存対象リスト（邑久光明園）

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
9	a,b	a	藪池の栈橋	<p>【用途】 栈橋</p> <p>【建設年】 昭和13年</p> <p>【構造】 コンクリート造</p> <p>【履歴】</p> <p>昭和13年木造の仮設栈橋から始まり、その後石造りとなり、昭和54年3月鉄筋コンクリートに改修された。</p>	史跡として見学者に開放している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画で「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び本市総合計画の基本計画で「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考える。	352,550千円	表面が割れて欠損しており、補修が必要。	
10-1	a,d	a	西本願寺会館	<p>【用途】 宗教施設</p> <p>【建設年】 昭和34年3月</p> <p>【構造】 木造</p> <p>【規模】 地上1階</p> <p>【面積】 延べ面積：150.71㎡</p> <p>【履歴】</p> <p>財団法人光明園慰安会により建設、竣工後寄付された。</p>	入所者が宗教施設として使用している。	国	同上	同上	—	現在補修の必要な箇所はないが、10年から15年後屋根及び外壁の補修が必要となると思われる。	
10-2	a,d	a	キリスト教会堂	<p>【用途】 宗教施設</p> <p>【建設年】 昭和35年3月</p> <p>【構造】 木造</p> <p>【規模】 地上2階</p> <p>【面積】 建築面積：167.1㎡ 延べ面積：170.41㎡</p> <p>【履歴】</p> <p>好善社により建設、竣工後寄付された。</p>	入所者が宗教施設として使用している。	国	同上	同上	—	同上	

歴史的建造物等保存対象リスト（邑久光明園）

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
10-3	a,d	a	a	日蓮宗立正会堂 【用途】宗教施設 【建設年】昭和35年3月 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】延べ面積：116.8㎡ 【履歴】 綱脇龍妙師により建設、竣工後寄付された。	入所者が宗教施設として使用している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画で「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び本市総合計画の基本計画で「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考える。	—	現在補修の必要な箇所はないが、10年から15年後屋根及び外壁の補修が必要となると思われる。	
10-4	a,d	a	a	天理教会館 【用途】宗教施設 【建設年】昭和37年11月 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】延べ面積：134.61㎡ 【履歴】 天理教岡山教区により建設、竣工後寄付された。	入所者が宗教施設として使用している。	国	同上	同上	—	同上	
10-5	a,d	a	a	真言宗会館 【用途】宗教施設 【建設年】昭和37年11月 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】延べ面積：130.33㎡ 【履歴】 高野山真言宗備前宗務支所により建設、竣工後寄付された。	入所者が宗教施設として使用している。	国	同上	同上	—	同上	

歴史的建造物等保存対象リスト（邑久光明園）

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
10-6	a,d	a	金光教求信会会堂	<p>【用途】 宗教施設</p> <p>【建設年】 昭和29年12月</p> <p>【移転新築】 昭和61年3月</p> <p>【構造】 鉄筋コンクリート造</p> <p>【規模】 地上1階</p> <p>【面積】 延べ面積：96.92㎡</p> <p>【履歴】</p> <p>宗教法人金光教により移転新築され、その後寄付された。</p>	入所者が宗教施設として使用している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画で「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び本市総合計画の基本計画で「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考える。	—	現在補修の必要な箇所はないが、10年から15年後屋根及び外壁の補修が必要となると思われる。	
11	a,d	a	光明神社	<p>【用途】 神社</p> <p>【建設年】 昭和16年1月</p> <p>【移転新築】 昭和52年8月</p> <p>【構造】 木造</p> <p>【規模】 地上1階</p> <p>【面積】 延べ面積：53.3㎡</p> <p>【履歴】</p> <p>皇紀2600年を記念して、昭和16年、園内東側の丘の松林の中に築かれた。GHQの命令により社殿が撤去されたが、再建の話がもちあがり、昭和29年5月に当初あった現在の宮の段地区に再建された。</p> <p>昭和51年9月台風17号の集中豪雨により藪池地区の建物が甚大な被害を受け、神社を移転し跡地を造成して軽症夫婦舎棟を新築することとなり、昭和52年8月に園内を一望できる高台の現在地に社殿が建設され遷宮された。</p>	園での催事や、入所者が神社として使用している。		同上	同上	—	同上	

歴史的建造物等保存対象リスト（邑久光明園）

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
12	a,b b	a	納骨堂	<p>【用途】納骨堂</p> <p>【建設年】昭和17年</p> <p>【更新築】平成5年3月</p> <p>【構造】鉄筋コンクリート造</p> <p>【規模】地上1階</p> <p>【面積】延べ面積：17.56㎡</p> <p>【履歴】</p> <p>昭和17年京都西本願寺連合婦人会からの寄贈により建立された。</p> <p>当時は戦争中で、物資不足のため「竹筋コンクリート造り」という珍しいものであった。形は六角堂式で屋根には五輪の塔を戴いており平成5年に原型のまま、少し大きく更新築された。</p>	納骨堂として使用している。 見学者には参拝のため開放している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	邑久光明園内の歴史的建造物等を広く保存・活用することは、同園の将来構想の基本計画で「人権教育の場として整備」を具体的に展開すること、及び本市総合計画の基本計画で「みんなのおもいやりあふれる人権尊重のまち」に寄与すると考える。	—	更新時期を含め更新築を検討中	